

Table with 13 columns: 管理コード, 要項事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, プロジェクト名, 管理提案事項, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府庁. The table contains detailed responses to proposals regarding alcohol production, shipping, and energy tax measures.

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070051	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	法人税法	-	<p>※提案理由</p> <p>研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを促進する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国家研究におけるコースとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>寄付を行った側</p> <p>1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ)</p> <p>2) リターンが1年以内限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>また、寄付金控除の控除対象限度額を引上げあるいは全廃(金額換算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 寄附金の全額換算入(法人税)</p>	<p>研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを促進する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国家研究におけるコースとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>寄付を行った側</p> <p>1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ)</p> <p>2) リターンが1年以内限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>また、寄付金控除の控除対象限度額を引上げあるいは全廃(金額換算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>③ 寄附金の全額換算入(法人税)</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>		<p>税制を活用した科学技術政策は、まさに我が国に必要なものであると当方も認識している。是非とも、実現に向けてよろしくお願ひ申し上げます。一方、利益相反ガイドラインに関して、財務省から統一なガイドラインの提示と、その緩和に係る特区制定を再検討いただければ幸いです。</p>	E	-	<p>財務省は利益相反に関するガイドラインを策定する立場にない。財務省は、各種研究開発機関に関する共通的な制度の企画・立案を所掌しているものではない。また、利益相反に関する規定は、各種研究開発機関の特質・特性に応じて作成されるものと承知している。</p>	国家戦略つくばオフィス実証プロジェクト	0 0 3 5 0 3 2	国家戦略つくばオフィス実証委員会	茨城県	財務省
070061	成長戦略拠点特区制度の創設	法人税法	-	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要な地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 租税措置特区の創設</p>	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。</p> <p>①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」</p> <p>②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」</p> <p>③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」</p> <p>(提案理由)</p> <p>成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			<p>成長戦略拠点特区</p>	0 0 4 1 0 1 0	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省			
070062	成長戦略拠点特区制度の創設	-	-	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの都市戦略上重要な地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これからの日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 金融支援特区の創設</p>	<p>従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。</p> <p>①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」</p> <p>②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」</p> <p>③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」</p> <p>(提案理由)</p> <p>成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要があるため。</p>	C	-	<p>大阪市の具体的提案の詳細は不明であるが、仮に予め特定の地域のみを対象として国の財政支援を前提とした無利子・低利子貸付等の制度を法改正等によって設けるという提案であれば、公平性の観点や政策上の必要性等について、地域振興を所管する府庁及び関係府庁において慎重な検討が必要。</p> <p>なお、日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社化し、貸付金利等の条件は、同行の判断で設定することとなったことから、政府が同行の貸付条件等に関与することはできない。ただし、内閣府所管の地域再生支援利子補給金制度により、地域再生に資する事業の実施者が当該事業を実施するための資金を法定金融機関から借り入れる際には利子補給金が支給されると聞いている。</p>			<p>成長戦略拠点特区</p>	0 0 4 1 0 1 1	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府			
070071	バイオ関連企業・研究機関等に係る法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の拠出投入	法人税法	-	<p>①現状</p> <p>我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。</p> <p>②問題点</p> <p>本大阪・京都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、競争を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ企業や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。</p> <p>③解決策</p> <p>アジア諸都市では、国家間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むためのすば抜けた税優遇措置等のインセンティブを用意。我が国においては、各府省庁との個別法(企業立地法等)等による支援の他は、自治体が発給できる補助金等のインセンティブにとどまり、クラスター形成のための国家的取り組みが不足。</p> <p>④効果</p> <p>京都府・大阪府・兵庫県に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオサイエンス分野の国際競争力を高める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 法人関係税等の軽減免除</p>	<p>①現状</p> <p>我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ポテンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要。</p> <p>②問題点</p> <p>本大阪・京都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、競争を進める他国のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていくためには、内外から成長が見込める先進バイオ企業や医療機器関連企業・研究機関等の集積を一層図っていく必要がある。</p> <p>③解決策</p> <p>京都府・大阪府・兵庫県に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオサイエンス分野の国際競争力を高める。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 法人関係税等の軽減免除</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			<p>国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進</p>	0 0 4 3 0 1 1	大阪府	大阪府	財務省 財務省 厚生労働省 経済産業省			
070080	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	法人税法	-	<p>①現状</p> <p>世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている。)</p> <p>一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いため、研究開発費用の調達で困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない)</p> <p>②問題点</p> <p>製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制・試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。</p> <p>③解決策</p> <p>製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の贈与される研究開発促進税制と同様に、投資額の一部の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に勝てる我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進、スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつなぐ、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 投資額の一部の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p>	<p>①現状</p> <p>世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持ったバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬企業が海外の有望ベンチャーに相次いで出資・買収を進めている。)</p> <p>一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いため、研究開発費用の調達で困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない)</p> <p>②問題点</p> <p>製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制・試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオベンチャーに研究開発目的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。</p> <p>③解決策</p> <p>製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の贈与される研究開発促進税制と同様に、投資額の一部の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p> <p>④効果</p> <p>バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に勝てる我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進、スピードアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつなぐ、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>② 投資額の一部の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。</p>	Z	I	<p>1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。</p> <p>2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。</p>			<p>国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進</p>	0 0 4 3 0 2 0	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省			

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070091	急速充電設備の特別償却制度等の創設	法人税法	-	①現状 一般利用者のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、従公事業の燃料供給費(電気充電設備)に係る特別償却(現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特別償却に係る固定資産税の減額に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度	民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境を整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税額の特給みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支拂が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			Z	I		EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0 0 0 3 0 4 0	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
070101	グローバル企業の国際統合本部等に係る法人税等の軽減措置、助成制度の創設	法人税法	-	①現状 グローバル企業のアジアの国際統合本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	グローバル企業のアジアの国際統合本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税の軽減免除を求める。 ④効果 外国企業の国際統合本部・地域統合本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税額の特給みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支拂が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			Z	I		外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0 0 0 3 0 0 8 1	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省
070110	航空機燃料税の減免	航空機燃料税法第3条、第4条、第11条 航空機燃料課税と税法第1条、第7条	航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対し、28,000円/kgで課税されている。税収の使途は、1/13は特別会計に関する法律に基づき国の空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として課税されている。	現行法で規定されている国内線の航空機の給油に課せられる航空機燃料税について、一定の減免を講じている場合には、減免とする。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の航路都市、便数はピーク時(1996年9月)33都市・83便/日から2010年2月時点で7都市・37便/日までに減少し、国内各地と国外各地を結ぶ国際線機能が低下している。 ②問題点 現行の航空機燃料税では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(28,000円/kg)が課せられており、航空会社にとって大きな負担となっている。 なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料課税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられている。 ③解決策 関西国際空港で国内線を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線航路を促進するため、航空機燃料税を軽減する。具体的には、航空機燃料税のうち、空港整備特別会計に繰り入れられる部分(13分の11)を免除する。なお、空港周辺整備に充当されている部分(13分の2)については、引き続き空港周辺整備が推進されるよう免除しないものとする。 ④効果 これにより、関西国際空港の周辺整備を後進させことなく、国内航空会社の運航コストの軽減を可能にすることで、同空港の国内線航路を促進につなげ、関西国際空港の国際線機能の強化を図り、同空港のハブ化を促進する。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税額の特給みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支拂が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			Z	I		航空の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	0 0 0 4 3 1 0 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070120	内航フェリーの強化	石油石炭税法第3条、第4条、第9条	石油石炭税法は、採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる原油、輸入石油製品、ガソリン燃料油又は石油に対して課税されており、原油及び輸入石油製品に対する税率は2.040%となっている。税収の使途は特別会計に関する法律に基づき、燃料安定供給対策及びエネルギー供給構造高度化対策に充てられている。	内航フェリー船の使用を奨励するために石油石炭税を免除する特別措置を講ずる。また、燃料安定供給対策及びエネルギー供給構造高度化対策に充てられている。	①現状 わが国はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出されていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港発着貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される、いわゆる海外トランシップ化が進んでいる。また、基幹航路は輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地集約の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港への寄港便数は減少している。 現在、政府はさらなる選択と集中の方針のもと、国際コンテナ船舶港湾を1〜2港選定することとしており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、神戸内海諸港から海外トランシップされている貨物を取り戻し、欧米との基幹航路を維持・確保することが重要である。 ②問題点 海外トランシップ化が進む一因として、外航フェリー船との価格競争が挙げられる。船舶燃料のC運油は、外航フェリー船は免税油を使用しているが、国内の内航フェリー船には石油石炭税が課税されている。また、内航船のみ新たな船舶の建造に、補助金が必要であり、これらによって内航フェリーのコスト面での競争条件が劣っている。 ③解決策 内航フェリー船の使用を奨励し、石油石炭税を免除する特別措置を講じる。更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。 ④効果 外航フェリー船のコストの均一化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策制の導入の是非については、税額の特給みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支拂が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			Z	I		効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0 0 0 4 3 1 4 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070130	大阪版FTZ(自由貿易地域の創設)	関税法第4条第1項第3号	保税工場とは、外国から到着した原材料で関税課税前のものを使用して加工・製造をすることができる場として税関長の許可を受けたものである。保税工場では、保税工場に輸入した原材料を国内に引き取る場合には、当該保税工場に使用した原材料に対する関税率を適用して関税を課すこととされている。	保税工場を国内に引き取る場合には、当該保税工場に使用した原材料に対する関税率を適用して関税を課すこととされている。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流産業と産業施策が一体的に展開されており、企業誘引に対する税の優遇措置は十分ではない。また、保税管理は厳格であり、関税に対する特別措置も沖繩に限定されているなど、広大な後援圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を実現するための政策的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、ルートコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品量の増大が求められる。わが国は競争力の低下に悩んでいる。 ③解決策 国際空港・国際港湾と製造業・物流関連企業との相乗効果を実現するための政策的な施策を講じる。保税工場を国内に引き取る場合には、当該保税工場に使用した原材料に対する関税率を適用して関税を課すこととされている。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的な発展を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	—	本要項は、保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合の関税率について、製品に対する関税率が原材料に対する関税率より低い場合には、製品に対する関税率を適用することを可能とすること(選択課税制度)を認めて欲しいとするものであるが、これを認めることは、原材料を輸入して製品を製造する国内工場との間の課税の公平性の観点から適当ではなく、また、安価な原料を使用した製品が大量に国内に引き取られることになれば、関税により本来守られるべき国内産業の保護機能の空洞化を招きかねない。 また、構造改革特区は、規制の特例措置を設け構造改革を進めるものであり、税制措置を対象とするものではないこと、本要項は保税工場で製造した製品に対する関税率の引下げを要するにほかならず、構造改革特区の特給で検討することは適当ではない。 なお、沖繩の選択課税制度は、沖繩の歴史等の特殊事情を考慮して、沖繩の総合かつ計画的な発展を図ること等を目的として制定された沖繩振興特別措置法による沖繩振興の一環として、他の地域にはない極めて特別な制度として沖繩に限り時間的措置として設けられているものであり、このような特例的な施策を沖繩以外の地域に適用することは困難である。			Z	—		大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 0 4 3 1 6 0	大阪府・関西国際空港	大阪府	財務省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	制度的事業の実地内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070141	大阪版FTZ(自由貿易地域の創設)	法人税法	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後援圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を經由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国固有のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対して ・法人税等の実効税率の大幅な引き下げ。 ・固定資産税等については期間減免。 ・不均一課税等に伴う交付税措置を実施。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有効の貿易拠点として業績のメリットを發揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「税制特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				Z	I	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 7 0	大阪府・関西国際空港	大阪府	財務省 国土交通省
070150	大阪版FTZ(自由貿易地域の創設)	関税法第43条の3、第4	輸入申告をすることなく、外国貨物を保税蔵置場等3ヶ月を超えて置くことができる場合は、当該保税貨物を入れた者は、税関長に申請し、その承認を受けなければならない。なお、輸入申告を行った場合には、当該承認事項は要しない。 また、保税蔵置場等にある外国貨物が亡失し、又は滅失したときは、当該保税蔵置場等の許可を受けた者から関税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合やその保税蔵置場の承認を受け滅失した場合は除かれる。	保税管理要件の緩和	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されておらず、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も冲縄に限定されているなど、広大な後援圏を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための総合的な施策が十分でない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国の国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を經由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国固有のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地区)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対する保税管理要件の緩和 ・地域の業種に応じた保税管理の緩和/外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃。 ・貨物亡失時等における被許可法人の納税義務(責任)の免除。 など、国策として場所、業種に応じた大胆で強力なインセンティブを与える。 ④効果 国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有効の貿易拠点として業績のメリットを發揮でき、わが国の競争力の強化を図る。	C(外国貨物を置くこと等の承認制度の撤廃)	Z	I	外国貨物を置くこと等の承認制度は、貸せい刑・廃棄・統廃等の社会悪影響、爆発物等テロ関連物資及び食品衛生・動植物検疫物など、国民生活の安全・安心を脅かす貨物の不正輸入を水際で的確に阻止するため、輸入申告をすることなく外国貨物が保税蔵置場等に置かれることとなる場合に、税関はその貨物の実態を把握する必要があるために設けられている。このため、当該承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でない。 また、外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税蔵置場等に置かれている間に亡失等した場合、当該貨物が関税を納付しないまま国内に流通し、又は保税蔵置場等で使用・消費された輸入されたことが考えられるため、税関の公平性を確保し関税を適正に徴収する観点から保税蔵置場等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを免除することは適当でない。 なお、冲縄における自由貿易地域においても、当該承認制度の撤廃や納税義務の免除の特例措置は、認められていない。			保税蔵置場に外国貨物を3か月以上蔵置する場合の承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でないことだが、本承認は通関上の手続きであり、例えば、貸せい刑・麻薬等の輸入の禁止や動植物検疫、別途の検査や検査、承認手続きを行うべきもので、これらを行う目的ではないと考えられる。したがって、輸入承認制度については撤廃するが、あるいは届出制にして再度検討された。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一体運営による貿易促進	0 0 4 3 1 7 0	大阪府	大阪府	財務省	
070160	都市住民の参加による都市農地(生産緑地)の利用促進	相続特別措置法第70条の6、第70条の6の2	農地等に係る相続税の納税猶予の特例は、農地等を相続等により取得した場合において、自分が農地を継続することを条件に、農業投資債権を越える部分に対応する相続税について納税を猶予し、当該相続人の死亡等の一定の場合には相続税を免除する措置であり、極めて貴例のもの。 なお、市街化区域(生産緑地)については、農業従事者が継承等により農業継続が困難となった場合に限り、例外的に貸付けが可能とされている。	相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大する。	①現状(現行制度等) ・農空間は、食料生産だけでなく、良好な都市環境の創造、防災、健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を有しており、都市の貴重な財産であるが、農業者の高齢化や担い手不足が深刻化するなど、農空間を取り巻く状況は厳しさを増している。 ・こうした中、府内の市街化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用したいという都市住民のニーズが高まっている。 ・一方、高齢化や担い手不足等により貸付けを希望する農業者もいるにもかかわらず、貸借がままならない。 このことから、都市住民への市民農園利用を促進することで、農空間の多様な公益的機能を維持・発揮させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 ②問題点(阻害要因) ・生産緑地貸し付けの場合、相続税納税猶予制度が適用されない。(適用されている場合、貸し付け納税が必要) ・約3割の生産緑地が、既に相続税納税猶予制度の適用を受けている。 ③解決策(実施内容) ・相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大 ④効果 ・身近に農に親しみたいという多くの都市住民のニーズに応え、市街化区域の貴重な緑地空間でもある農空間の保全・確保が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「税制特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				Z	I	グリーン・イノベーション	0 0 4 3 2 1 0	大阪府 大阪市	大阪府	財務省 国土交通省
070171	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「税制特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				Z	I	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 環境省
070172	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「税制特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				Z	I	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 2	大阪府	大阪府	財務省 環境省

管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁						
070180	建物の建替え等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	-	-	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の悪い既存建築物に対し、建替え等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。	①②現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建替えや改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点とした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ③解決策 特定地区における低エネルギー効率の建築物への建替え勧告制度の創設 建替え実施者への資金支援、税制措置【低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等の新エネルギー技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施】 ④効果 こうした要素を併せて持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることが可能となる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省庁において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。						低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 5 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省 環境省						
070190	万博記念公園を有効活用できる権限の府への付与	独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第16条第2項 独立行政法人通則法第66条	1. 業務運営等への大阪府の関与について 独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「万博機構」という。)は、その業務として、日本万国博覧会を記念するため、跡地を万博記念公園として整備・運営することであるが、地方、共同出資者である大阪府(出資割合47%)においては、当該地区における都市計画、建築、災害対策等に係る都市計画法の一環として位置付けられるものであり、地方公共団体の業務に属し、もともと関与するものである。 よって、大阪府における行財政上の計画と一体的に万博機構の事業が行われるよう、独立行政法人の運営に関する以下の重要事項の決定(即ち、法第16条第2項)により、財務大臣は大阪府の意見を聴くこととされている。 独立行政法人通則法第28条第1項により、業務方法書の認可をする場合 独立行政法人通則法第30条第1項により、中期目標等の認可をする場合 独立行政法人通則法第30条第2項により、中期目標等の認可をする場合 独立行政法人通則法第35条第1項により、中期目標期間終了時における、業務継続の必要性、継続のあり方その他の事項及び業務内容にわたる検討を行った結果に基づき所要の措置を講ずる場合 また、大阪府の意見を聴くことは、公園の地味利用の声を集約して頂くことであり、財務大臣が万博機構の運営に関する重要事項の決定を行うに当たり有用であると考えられるものである。 2. 万博機構の解散について 独立行政法人通則法第66条において、独立行政法人の解散については、別法律で定めるとされている。	万博記念公園を地域のにぎわいづくり・活性化のために有効活用できる権限を府に付与	①現状 万博記念公園は、エキスポランドの閉園等の影響で近年にぎわいが失われており、地域主権・地域経営の観点から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性化を進めることが喫緊の課題。 ②問題点 万博記念公園は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が関与に基づき、「緑に包まれた文化公園」として一体的に管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。 ③解決策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府が管理する。その際、引き続き責任ある公園として維持管理できるよう、機構の土地を含む資産を府に承継させるか、または国は出資割合に無償で貸し付けることを廃止法に規定する。また、機構が存続する場合は、万博公園の両側ゾーンを府が主体的に有効活用できるよう、機構が所有する土地の一部を包括的に管理・利用できる権限(例:包括的管理権、借地権、管理運営委託、土地信託等)を府に与える。 ④効果 万博公園を府が有効活用し、民間投資による大規模集客施設等の立地を進めることにより、地域のにぎわいづくり・活性化を早期に実現できる。	-	-	【4月20日現在の回答】 独立行政法人については、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づき、事務・事業の抜本的な見直しが行われることとされており、万博機構についても、今後の事業仕分けの結果あるいはその結果を踏まえた独立行政法人全体の見直しの中で、組織のあり方等についての検討が行われることとなる。したがって、4月に予定されている事業仕分けの結果を踏まえて回答させていただきます。 ただし、今後大阪府からの提案については、以下のような問題点がある。 ① 万博機構を廃止することを前提とした大阪府の提案については、国は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の閉会後、大阪府より跡地の約1/2を有償取得(約80億円)しており、これを万博機構の前身である認可法人日本万国博覧会記念協会へ無償譲渡、現在の万博機構への出資による権利は、このような経緯で取得したものである。したがって、万博機構への国の出資分は、国民共有の財産であり、万博機構が廃止される場合には、国は出資割合に応じた残余財産の分配を受けなければならない。 ② 万博機構の存続を前提として提案されている、万博機構の土地の一部を包括的に管理・利用できる権限については、大阪府からの具体的な提案を見なければその意味するところは不明であるが、現行制度においては、万博機構は大阪府に対し、所有する土地の一部を貸付することは可能である。ただし、万博機構は、大阪府から適正な対価を受取る必要がある。				4月27日に行われた万博機構に係る事業仕分けにおける、「公園事業は大阪府に任せる。協議を促進する」との評価結果を踏まえ、大阪府と協議を開始したところである。 なお、事業仕分けの結果を踏まえ、万博機構を廃止する場合には、万博機構への国の出資分は国民共有の財産であり、国は出資割合に応じた残余財産の分配を受けることが必要であり、大阪府へ資産を承継させることはできない。			公的資産・公共空間の活用	0 0 4 3 2 7 0	大阪府	大阪府	財務省					
070200	道路予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への転用制限の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加に寄与する財産(不動産等)は、各各府庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等をすることはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の利益が生じることにより補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各府庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な転用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適法)」の運用を一部緩和する。	①現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適法)」により、本来目的以外への転用に関しては、各府庁整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的な転用(貸付収入を維持管理に充てること)に対する規定がない。 ②問題点 暫定的な転用については、局長適正に基づき、借入的転用と同一の手続きが必要で、収益の半額返納のほか、独自の上限条件を課せられるものもあり、積極的な活用を阻害している。 ③解決策 暫定的な転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事実関係の把握に留め、局長適正に大綱な制限緩和規定を設ける。 ④効果 自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促し、借入れ、つくり、収入を道路整備、維持管理等の財源(目的内)として活用できる。	E		補助事業等により取得された財産は、補助金等が国民の貴重な税金等でまかなわれるものであることと鑑み、補助事業完了後も補助目的のみに活用することを確保し、もって補助目的の達成が図られるよう、補助金等適正化法第22条により目的外の処分が制限されています。 ただ、同条においては、補助金等の交付行政庁である各府庁の長の承認を得ることにより、転用等の処分処分ができることとなり、右承認に係る手続、基準、条件等の詳細については、補助金等の交付の目的や補助事業等の実施に照らして各府庁において個別に定めることができます。				D		本府提案は、道路、河川、下水道などの事業予定地の有効活用である。事業予定地は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない「道路、河川、下水道などの先行取得地(以下先行取得地)」と、道路法や河川法などの特別法で指定された「予定区域」に分けることができる。国土交通省の回答は後者の「予定区域」で、さらには道路予定区域に限定したものであり、本府提案の前者の「先行取得地」とは別の議論である。本府は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない「先行取得地」から有効活用について、適正化法の強力的な運用(道路、河川、都市局長適正の規制緩和、補助率に応じた国庫返納の免除)を提案している。(補足資料参照)			前回の回答のとおり、補助金等適正化法第22条においては、補助金等の交付行政庁である各府庁の長の承認を得ることにより、転用等の処分処分ができることとなっています。右承認に係る手続、基準、条件等の詳細については、御指摘の国庫納付に関するものを含め、補助金等の交付の目的や補助事業等の実施に照らして各府庁において個別に定めることができます。			公的資産・公共空間の活用	0 0 4 3 2 9 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省
070211	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	法人税法	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとはいえない。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及効果の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、③中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省庁において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省庁等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、税制特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				Z	I		国際コンベンション都市の創出	0 0 3 3 0 1	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省					

管理コード	要請事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府庁
070220	国際見本市等へ持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和	関税法第62条の2、第43条、第45条、第61条の3の準用、第100条、第101条	保税展示場とは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際博覧会、本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会、見本市など、公共性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物を展示等することができる場所として税関長の許可を受けたものである。 1. 保税展示場にある外国貨物が亡失し、滅失したときは、保税展示場の被許可者から罰税を徴収する。 2. 保税展示場の被許可者は当該保税展示場にある外国貨物について帳簿を設け、品名、数量等の記録を記載しなければならない。 3. 保税展示場の許可要件は、法令違反がないこと、暴力団員等でないこと、官公庁で、保税関税法により課せられる負担に耐えられること等である。保税展示場の許可を受けた者は、保税展示場の延べ面積及び許可の期間並びに税関の事務の処理を基準として許可手数料を税関に納付しなければならない。	国際見本市等に持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和など、保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、適用要件等を緩和する。	①現状 海外からのサンプル持込には、1.保税展示場の場合は関税法62条の3の保税展示場に入れる外国貨物に係る手続き)、2.展示会場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、関税法第17条の9(1年以内再輸出の条件付き輸入という手法)がある。また、3.出展する外国業者がATAカルネを取得していれば、展示会場への出展物を保税納付や保証差入れなしで、保税の状態で一時的に日本国内に持ち込むことができる。 ②問題点 現状では保税展示場の数は限定されており、関税納付や保証差入れ等の手続きを伴う再輸出の条件付輸入や一定の担保が必要なATAカルネなどを利用せざるを得ない。 ③対応策 保税展示場の整備を進めるとともに、利用しやすいものとするため、適用要件などを緩和する。1.保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止、2.保税展示場運営者の記録義務の緩和、3.保税展示場許可要件の緩和、許可手数料の廃止 ④効果 保税展示場の整備を進めることで、国際的なコンベンション、見本市の出展者の利便性が向上し、開催数の増加などが期待できる。	Z(保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止) C(保税展示場運営者の記録義務の緩和) F(保税展示場許可要件の緩和)	保税展示場は、公共性・公益性のある博覧会・見本市等において、外国貨物の保税等を納付することなく展示等ができる場所であり、博覧会等を開催しようとする者からの申請に基づき、博覧会等の会期を勘案して税関長が許可するものである。一般的には、博覧会等の開催の都度許可している。 1. 外国貨物が亡失等した場合の納税義務は、外国貨物が保税展示場に置かれている間に亡失等した場合、当該貨物が保税を納付しない限り国内に流通し、又は保税展示場で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し保税を適正に徴収する観点から保税展示場等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを撤廃することは適当でない。 2. 保税展示場の許可要件及び記録義務については、保税展示場が関税等未納の外国貨物を展示等できる場所であることから、保税展示場における外国貨物の適正な管理を確保するために定めているものである。このため、これらの義務及び要件を緩和することは、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあり適当でないが、許可申請等の手続きについて見直す事項があれば提示願いたい。 3. 保税展示場の許可手数料については、貿易の振興又は国際的な文化交流の観点から開催される博覧会等の内容、主催者等を勘案して許可手数料を軽減できるものがあるか否かを検討する。具体的な検討に当たっては、博覧会等の内容、主催者、期間等の開催実績を調査した上で、法令改正等を必要とすることから、対応方針決定後、1年程度を目途に検討し、必要に応じ措置する。		保税展示場の許可要件及び記録義務の緩和は、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあることだが、保税展示場については関税法に基づき適切に許可が与えられており、各所有者(展示者)も外国貨物を入れる際に税関の承認を受けているのである。保税工場の場合と異なり、保税展示場運営者は外国貨物の所有者ではないため、記録義務を課すべきではないと考える。また、保税展示場については、適用しにくい制度となっているため、国際的見本市を開催する展示施設そのものを対象にすることを検討すべきと考える。		Z(保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の関税の納付義務の廃止) C(保税展示場運営者の記録義務の緩和) F(保税展示場許可要件の緩和)	保税展示場を含む保税地域においては、外国貨物の所有者等が関税等未納の外国貨物を不正に保税地域から持ち出すことなどがないよう、保税地域の許可を受けた者に対して保税地域に出入れられる貨物の確認をするように求めているものである。こうしたことから、保税展示場の許可を受けた者(運営者)に、保税展示場に出し入れされる外国貨物を確実に確認するために、帳簿を設けて必要な事項を記載することとしており、これを廃止することは適当ではない。 また、保税展示場は展示施設の設備等が適正であることのみならず、保税展示場の許可を受けようとする者(運営者)についても適正な貨物管理ができることを許可要件としていることであり、一般的には国際見本市の開催の都度許可しているものであるが、保税展示場運営者として適正である者が、国際見本市を反復して開催する場合は、その展示施設を保税展示場として一定期間につき、包括的に許可しているところである。	国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 3 0	大阪府	大阪府	財務省	
070230	日本版レベニュー債制度の創設	法人税法	-	-	①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物資インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法令の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入がでない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債等が活用できない。更に、民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。 ③解決策 公共施設と資金を直接的に対応させ、税金ではなく、公共施設の利用料金からの営業キャッシュフローによって事業費を償還する日本版レベニュー債を公共事業の整備に充て、国際競争力を維持するための都市高速道路や港湾、下水道等の都市インフラの再整備や戦略的投資に充てる。また、民間参入をより促進するため、公共インフラ整備主体に出展する民間企業の法人税の優遇措置や円滑な資金調達を可能にするためレベニュー債にかかる配当課税の優遇措置を講じるとともに、民間部門が、税負担の必要がない公共部門と同様に公共インフラ整備を担えるようにするため、収益性を高められるように整備主体に対する法人税・固定資産税についても優遇措置を図らねばならない。 ④効果 財政規律の維持と都市インフラ、戦略インフラの更新、整備などを両立させ、もって、激化する都市間競争に対する競争性を確保する。	-	Z	1	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなり、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることとなります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。		Z	1	公共インフラの円滑な整備・更新	0 0 4 3 3 7 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省	